

～令和2年度の国民年金保険料について～

令和2年度（令和2年4月分～令和3年3月分）国民年金保険料月額16,540円

お支払いは

- ・口座振替
- ・クレジットカード納付
- ・金融機関、郵便局、コンビニ等の窓口で、納付書による現金納付

なお、まとめて前払いすると、割引があります。

～付加保険料の納付のご案内～

国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の、自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人など）と、任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）は、月額16,540円（令和2年度）の定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

付加保険料の納付は、**申し込んだ月分**からとなります。

◇**申し込み先** 国保年金課 年金係

◇**付加保険料の月額** 400円

◇**付加年金額** 200円×付加保険料納付月数

例）付加保険料を40年間納めた場合 200円×480月（40年）＝96,000円（付加年金額）

※国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納められません。

国民年金基金についてのお問い合わせは、和歌山県国民年金基金（0120-65-4192）へ、直接お電話をお願いします。

～戦没者等のご遺族の皆様へ～「第十一回特別弔慰金」が支給されます。

令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◇**支給内容** 額面25万円 5年償還の記名国債

◇**請求期間** 令和2年4月1日～令和5年3月31日

◇**請求窓口・問い合わせ** 国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530

※前回弔慰金を受給した方に、あらかじめ請求案内や請求書用紙が送付されることはありません。請求書用紙などは、国保年金課に備え付けています。